

総務常任委員会

平成18年9月26日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第10号 平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第14号 旭市特別職報酬等審議会条例の制定について
- 議案第15号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第22号 財産の取得について

出席委員（6名）

委員長	林 俊 介	副委員長	平 野 浩
委員	高 木 武 雄	委員	日 下 昭 治
委員	伊 藤 房 代	委員	島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長	鈴 木 正 道	議 員	神 子 功
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者（31名）

助 役	重 田 雅 行	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘 書 広 報 課 長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	海 上 支 所 長	木 内 孫 兵 衛
飯 岡 支 所 長	佐 久 間 俊 雄	干 潟 支 所 長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
監 査 委 員 長	平 野 哲 也		
そ の 他 担 当 員	18名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和		

開会 午前10時 0分

○委員長（林 俊介） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、総務常任委員会ということで、付託されました案件は8議案でございます。委員の皆様方には、慎重審査をよろしくお願いいたします。また、執行部の皆さんは、委員からの質疑に対しましても、簡潔なるご答弁をお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承いただきたいと思います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承いただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、神子功議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

本日、ご多忙の中、鈴木議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

鈴木議長、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 皆さん、おはようございます。

早朝より総務常任委員会を開催をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

当委員会に付託されました議案につきましては、議案第10号から8議案でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げたい、このように思います。

総務常任委員会、委員会の最後でございます。また、当委員会に付託されます議案等につきましては、市政の根幹をなす条例等、多々あるわけでございますので、どうかひとつよろしくご審査のほどいただきましてご承認いただければありがたいかと、このように思います。どうかひとつよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつに代える次第でございます。

どうもご苦労さまでございます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

助役。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は総務常任委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。

本日、執行部の方から当委員会にご審議をお願いいたします案件は、一般会計の補正予算、それから条例の新規制定が1件、条例の一部改正が4件、それから広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更等に関する協議が1件、そして最後に財産の取得関係1件ということで、8議案でございます。

冒頭、委員長からお話ありましたように、執行部といたしましても皆さん方からの質問に対して簡潔に答弁するように努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 俊介） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定について、議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第22号、財産の取得についての8議案であります。

なお、本日、会場の都合により、担当課職員の入れ替えを議案第10号の審査が終わりましたら行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号について、担当課長より補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、私の方から議案第10号について1点だけ説明いたします。

予備費の補正でございます。補正予算書の31ページをあけていただきたいと思います。

当初予算4,000万円に対しまして、2,000万円を追加いたしまして6,000万円としていただくものです。

今年度前半の充当が結構多かったものですから、予備費の場合ですと、これ無くなってしまいますと緊急時の対応が全くできなくなりますので、今回補正をお願いするものでございます。

それでは、今までの予備費の充当状況につきましてご説明いたします。

4月から8月までの充当状況でございます。充当件数は20件、充当金額は2,220万1,000円でございます。ですから、5か月でもう半分以上使ってしまったということになりますので、今回補正をお願いいたします。

それで、その主なものをご説明いたします。日付順でございます。

まず、5月10日に、基本健康診査事業に326万円充当いたしました。それから、同日に、がん検診事業に429万7,000円充当いたしました。それから、6月20日に、中学校の耐震診断の調査委託料に647万8,000円を充当いたしました。それから、7月25日に、三川保育所送迎用駐車場の整備工事に185万9,000円を充当いたしました。それから、8月16日に、長寿祝金支給事業に110万円を充当いたしました。それから、これは100万円未満なんですが、6月15日に沖縄の中城村の災害見舞金として50万円を充当してございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から補足説明を申し上げます。

予算書の18ページをお願いいたします。

18ページの一番下、11目諸費、説明欄1番の防犯対策事務費についてでございます。19ページの一番上、消耗品費169万1,000円についてです。

内容でございますが、防犯ブザー、防犯パトロール用の帽子、マグネットシート等の増によるものでございます。

主なものについて申し上げます。初めに、防犯ブザーについてですが、当初、3年生と来年度の新1年生の2学年分を予定しておりましたが、未配布となっていた現3年生から6年生の4学年分について追加するものでございます。

なお、一、二年生につきましては、既に教育予算の方で購入し、配布してあるところがございます。これによりまして、市内小学校児童全員に防犯ブザーを携行することになります。また、防犯パトロール用の帽子についても、当初の150個から2,000個に追加、それからマグネットシートについても当初の40万円から500万円に追加し、防犯対策の充実を図るものがございます。

なお、これらは本年度県の補助事業であります「千葉県みんなの力で行こう防犯活動支援事業」の補助枠の追加によるものでございます。

これによりまして、本事業費の総額は、当初計上分の1,782万2,000円と合わせると1,951万3,000円となるものでございます。

次に、予算書の、戻っていただきまして13ページをお願いいたします。

13ページの一番下の欄、14款県支出金、1目総務費県補助金、説明欄1番の防犯活動支援事業費補助金67万7,000円についてでございます。ただいまご説明いたしました「千葉県みんなの力で行こう防犯活動支援事業費補助金」でありまして、先ほどご説明しましたように、事業費の増額に伴い県費補助金を追加するものでございます。なお、補助率は3分の1です。

これによりまして、補助金の総額は、当初計上分の182万3,000円と合わせると250万円となるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

17ページの一番上の3目雑入、説明欄2番の防犯パトロール用帽子売払収入6万円の減額についてです。従来は、ボランティア団体への防犯パトロール用の帽子につきましては希望者に実費で配布しておりましたが、先ほど來說明しております防犯活動支援事業の補助対象に本年度からなりましたので、ボランティア団体への帽子の配布を無料にしたことから減額補正をするものでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、18ページをお願いいたします。

8目の電子計算費です。その一番右側、広域情報ネットワーク運用事業のすぐ下に、需用費ということで修繕料200万円組んでございます。

この内容でございますが、平成16年度に整備いたしました光ファイバーケーブル、これは東電、それからN T Tの電柱を専用させていただいているものなんですけれども、さまざま

な事情によりまして損傷、それから移設等が必要になる場合がございます。その修繕費用を補正でお願いするものでございます。

ちなみに、年度当初の共架の本数でございますが、東電が2,588本、N T Tが86本の、計2,674本となっております。

続きまして、その下の工事請負費でございます。

ライブカメラの移設工事、これは旭市の勤労青少年ホームに取り付けてございましたライブカメラ、それからインターネットの百葉箱、この移設に伴います工事費をお願いするものでございます。

内容といたしましては、隣接するあさひ健康福祉センター敷地内にコンクリート柱を設置いたしまして、この基礎工事、それから避雷針、それからさまざまなシステムの移行設定等をお願いするものということで予算措置させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） ほかに。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 私の方から、2点だけ補足説明を申し上げます。

9款消防費の関係でございますけれども、28ページをお願いしたいと思います。

まず、常備消防費の関係でございますけれども、一番右側を見ていただきたいと思います。緊急消防援助隊整備事業費として600万円を計上いたしております。これにつきましては、緊急援助隊、これは国が緊急援助隊を要請した場合に、消防の場合にはすべて自己完結型で対応しているわけでございます。ですから、向こうへ行って泊まる場所が無い、こういった場合にテントを張って露営するというものでございます。また、緊急援助隊以外でも、やはりこの地域に災害が起きたときには応急救護所、あるいは避難所等に活用ができるものでございます。

次に、同じ28ページの非常備消防費の関係でございますけれども、説明欄を一番右から見てくださいと思います。消防団活動費としまして140万円を計上してございます。これにつきましては、去る7月に消防団等公務災害補償等共済基金の方より打診がございまして、補助事業として要望すれば全額補助しますよというのがありました。それで、8月に要望しましたら、138万6,000円の全額補助が付くことになりました。

これの内容でございますが、消防団の夜間活動用の携帯投光器300個、これは1個4,400円でございますけれども、これを300個で、各分団に配備しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 干潟支所長。

○干潟支所長（木内國利） それでは、18ページ、2款総務費の一番上段です。コミュニティ施設管理費の委託料としての77万6,000円について補足説明させていただきます。

旧干潟町地域にはローカル的なコミュニティ施設が4施設ございます。各施設とも午前8時半から夜の9時まで開館することにしております。これらの施設のうち2施設、萬歳地区の多目的センター、ふれあいセンターは用務員を配置しておりまして、残りの2施設、コミュニティセンターと農業環境改善センター、これは臨時職員が対応しております。夜間の入用時の鍵の開閉管理等は、用務員等によってボランティア的要素で対応しております。臨時職員については、時間外手当を支給しております。

合併時の干潟町においては、施設の休館日は月曜日と火曜日としてございましたが、合併後の旭市では月曜、祝祭日となりまして、火曜日は休館となっております。このことから用務員に週2日の有給休暇取得の時や夜間使用時については——この管理ですけれども、これについては庶務の職員がボランティアで対応していたというような状況にあります。

これらの実情を踏まえまして、人件費の削減や施設の安全管理を図る上からも、コミュニティ施設4施設の夜間使用時における対応につきまして、シルバー人材センターに委託してこれらの管理を図るということで提案したものでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 担当課長の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 質問させていただきます。

7ページですけれども、地方債の補正ということですが、この中で海上中の建設事業でありますけれども、当初予算と比較しまして、工事費としましては増えていないといった中で、起債が7億2,430万円から8億1,820万円、9,390万円増えているということですが、この辺がちょっと分かりにくいので、この起債の限度額が増えた理由の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

これは、補正前は、当初は義務教育債ということで予定しておりました。それが、合併特例債が適用に同意をいただきましたので、充当率が上がりました。ということは、その起債の額を増やしてもいいですという同意を得られましたので、その分、金額を上乗せしてこれから借入れをするというものでございます。これは本会議でも質疑がございまして、ちょっとご説明したところでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 分かりました。どうもありがとうございました。

この地方債についてですけれども、地方債は市の予算の中でも大きな部分を占めていると思うんですが、今年度から、この地方公共団体の自主性というものをより高める趣旨ということで、これまでずっと行われてきました起債の許可制度というものが廃止をされて、協議制度になったということでもありますけれども、これらの制度の変更によりまして、今回の起債に影響があったのかどうか、その辺、まずお伺いしたいと思います。

それと、今後こういった制度が、市が起債するに当たりましてどういったような影響が生じてくるのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それではお答えいたします。

まず、制度が変わったことによる今年度の影響でございますけれども、今のところ全く出ておりません。先ほど、私、同意という言葉を使いましたが、去年までは許可だったんですけれども、その協議と、それから同意ということで手続きが進んでおりますので、今年度は全く問題ないというふうに考えております。

それから、今後のことでございますけれども、まだ制度が動きますので、ちょっと分からない部分が確かにあります。ただ、借入れを極端に増やすとか、そういうことがない限りは今までどおりに行けるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄）　きのうでしたけれども、読売新聞に自治体間の信用力によって資金を借りるのに差が付くというような、そういう報道が出ておりましたけれども、そういった点について旭市が今どの程度のランクにあるのか、その辺について、今後は心配ありませんよとかいろいろあると思いますけれども、その辺について、もし分かればお伺いしたいんですけれども。

○委員長（林　俊介）　島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊）　自治体間の格差ですか、これは確かに現実には生じてきていると思います。例えば、大阪府などは財政状況悪いですから２％であるとか、横浜市はいいから１．９％と新聞に載っておりますけれども、そういうような状況はこれから出てくるのではないかと考えております。

旭市の状況ですけれども、今申し上げましたように、今の財政状況自体は心配ないということでもいいんですけれども、将来的にはどうなるかということがありますけれども、これもやはり先ほど申し上げましたように、極端な借り入れが増えるというようなことがない限りは心配はいらないだろうと、今の時点ではそのように考えております。

以上です。

○委員長（林　俊介）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林　俊介）　特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

それでは、担当職員の入れ替えを行います。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は自席でお待ちください。

休憩　午前１０時２３分

再開　午前１０時２５分

○委員長（林　俊介）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第14号について、総務課長より補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本議案につきましては、本会議での補足説明及び議案質疑で答弁によりまして、改めて補足説明することはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、お伺いをいたします。

この条例についてはこのとおりでございますけれども、ちょっとこれ不審に思ったのが、この附則の部分なんですけれども、これ15号とも関連しますけれども、15号はこういう形できちっと報酬について審議されております。これ附則にもこれで出ておりますけれども、附則と、こういう形で、何か根拠があつてこういうふうに分けるんですか。その辺をお伺いいたします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） ただいまの件でございますが、条例を、例えば新しく制定したり、あるいは改正したり廃止したりする場合に、それに伴いまして他の条例の改正等が必要になる場合のある時には、附則でその必要な改正を行うと、要するにこのような手法が定められております。それで、じゃ、ほかの場合はどうなとなりますけれども、関係のない条例等は、それは一緒にすることはできません。それと、今15号の関係もありますけれども、15号の場合は既に基になる条例ができておりますので、改めて産業医だけを設置するものですから、このように分けたわけでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） この条例の中の3条の3ですけれども、「委員は当該諮問にかかわる審議が終了したときは、その職を失うものとする」というふうになっております。ということは、1回限りの審議というんですか、で委員は終わると、そういう趣旨だろうと思いますけれども、ほかの条例なんかの委員の皆さんは、ある程度期間を区切ってお伺いしていると思うんですけれども、この辺はどういうような考え方なのか、その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） ただいまの件でございますが、特別職等の報酬というのは、1回改正を行いますと大体最低でも5年、あるいは長くて10年と、なければ改正する必要が生じてまいりません。他の審議会、委員会等につきましては、これは年に二・三回とか、そういうような何回も開催する審議会でございますので、2年とか3年とかと期限を決めてやっております。

なお、条例のこのような定め方でございますが、これは日本全国すべてこのような方法でやっております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 合併協議をやっている中で、特別職の報酬の審議というのをやって、去年の7月からそのとおりに施行されていると思うんですけれども、施行以来1年3か月くらいの期間しかまだ経過していない中で、またこういった条例を出すということの考え方、その辺についても分かればお伺いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） ただいま委員さんおっしゃいましたように、確かに合併協議会の中では特別職の報酬の検討委員会ですか、その中で合併後もこの金額でお願いしたいというのは意見もいただいております。ただ、今回、これをなぜ提案したかといいますと、やはり長の方の判断によるもので提案させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、総務課長より補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本議案につきましても、本会議での補足説明、また議案質疑等で答弁によりまして、改めて補足説明することはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 産業医というあれなんですけれども、総務課長から説明があったわけですから、どういう活動をされているか、もうちょっと具体的にお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 産業医の職務内容ということでよろしいですね。

これは、一応、労働安全衛生規則と、ここで定められておりまして、主なものといたしましては健康診断結果に基づく事後指導、例えば我々毎年いろんな検査をやっております。その結果に基づく今後の指導でございます。それと、あと事業所内の、いわゆる仕事場の巡視、いわゆる環境関係、健康にいいのかどうか、それからあと、そのほかに病気の休暇取得者の職場復帰に当たっての助言だとか指導、また公務災害の再発防止のための医学的措置等の助言指導と、このような職務内容でございます。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） 前回の総務課長のお話の中で、常時50人以上の労働者がいる事業所ということでありましたけれども、そうしますと本庁、干潟、消防署と3か所あるということでした。この3か所に別々の産業医という方を置くのかどうか、それをまず第1点お聞きします。

それと、50人に満たないほかの所に勤めている職員の皆さんについてはどういう扱いになるのか、その辺もお伺いします。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） この前3か所申し上げました。本来というか、好ましいの言えば一人ひとり置くのが一番ベターなやり方ではあると思いますが、一応今のところうちの方では、うちの方というか、1人の産業医を置いて、その人に兼務してもらうということもできるようにございますから、一応それはこれからの検討ということでさせていただきます。

それと、もう一点の他の職場ということでございますが、それはその本庁の中に産業医さんがおりますので、それらを全体を含んで指導していただくと、そういう方法でいきたいと思っています。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） 1人の産業医の方で済むということであれば、お金も月額5万円ですか、かかりますので、そういう方向でやっていただくということが可能であればお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） ないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課長より補足説明がありましたらお願いいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） それでは、補足してご説明申し上げます。

旧福祉センターは昭和49年4月より供用開始され、32年経過したところでございます。建設地が防風林を挟んですぐ海岸ということであり、老朽化と塩害で建物の損傷も著しい状況です。また、旧福祉センターの後継施設として建設したあさひ健康福祉センターが平成16年6月に供用開始となっており、パークゴルフ場の建設も始まることから、今回、旧福祉センターを取り壊すもので、条文を削除するものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 市民課長。

○市民課長（林 久男） それでは、別表第2の住民基本台帳の一部の写しの閲覧の関係の補足説明をさせていただきます。

別表第2の改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正によりまして、平成18年11月1日から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の手数料を1人をもって1件として、300円の手数料と改正するものでございます。

今までは、正当な理由がありますとだれでも閲覧を請求できましたが、11月1日からは、国または地方公共団体のほか、個人、法人のうち統計調査、世論調査、学術研究や公共団体が行う福祉の向上のための活動で、公益性が高いと認められる者が閲覧できることとなります。平成17年7月から18年3月までのこの閲覧の件数を申しますと、営利目的と申しましょうか、これが8件、公益調査3件、この中には研究調査1件、視聴者実態調査1件、喫煙者率調査が1件ございます。裁判所関係の居住関係1件、公用8件、計20件で、183万9,000円ございまして、公益的調査につきましては2万3,900円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（林 俊介） 社会福祉課長及び市民課長の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 別表1の方について、ちょっと伺いたいですけれども、備考欄の1、2、あったものを、1の部分を削除して2を残したということのように理解しているわけでございますけれども、その中において、1か月当たりの金額は会員登録した者に適用することですけれども、その会員登録というのはどのような形で現在まで登録されてきたのか、あるいは今後それらの会員登録をする際にはどのような形でやるのか、その辺に対して説明をお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） これは1か月の会員ということで、1か月2,000円をお支払い願いますと、1か月いつでも入れるということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第16号について質疑を終わります。

続いて、議案第18号及び議案第19号について、一括して審査を行います。

議案第18号及び議案第19号について、消防長より補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 議案第18号につきましては、条例第1条中に明記されております消防組織法の条項の整理ただ一点でございますので、特に補足説明はございません。

議案第19号につきましては、本会議及び本会議場の質疑でご説明をしたとおりでございますので、特に補足説明はございません。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第18号及び議案第19号について、質疑がありましたら一括でお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） それでは、19号の方なんですけれども、この条例が施行された場合の疑問点がありましたので、細かい指摘なんですけれどもお願いします。

この条例は、警報発令中についての、これは29条中6号を7号とし、第5号を6号とし、第4号に次の1号を加えるということで、警報発令中の火の使用の制限に関するような条例だと思います。

この中の疑問点と申しますのは、警報発令中にこの山林・原野でたばこを吸うなど、こういったことはいいと思いますけれども。ただ、議案質疑のときに、市長が指定した区域内というのはどういう所だといった神子議員の質問がございまして、消防長の答弁は、それは存在しないといったような答弁でありました。ということは、存在しないけれども警報発令中は山林・原野においてはたばこを吸わないでくださいといったような趣旨であると思いますけれども、この趣旨とは正反対の考え方をする可能性があると考えたわけです。

と申しますのは、区域が存在しないということは、市民の皆さんは、市長が指定した区域内において喫煙をしないというこの条文を見て、市内のどこかの山林・原野が指定をされているのだらうというふうに考えると思います。ここは指定されていないから喫煙はオーケーだろうと考えても不思議ではないんじゃないかなと、そういうふうに考えたわけです。指定した場所が存在しないということは、こういった考え方が行われる可能性があると思います。条例の趣旨とは反対の考え方が成り立ってしまうんじゃないかなと思ひまして、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） この改正条例の第29条の5号につきましては、あくまでも市長が指定した区域内での喫煙を制限するものでありまして、それ以外での区域での制限はしないものでございます。これについても、全国的に統一されたものでございます。

そして、指定区域を定める基本的な要件といいますか、これについては大きく分けて三つあるんです。一つは、出火危険及び延焼危険が極めて大である区域、それから消防活動が非常に困難な区域と、そして山林・原野が面積が広大であって連続するような区域というような、この三つの条件がございまして、ですから私考えるには、将来的なものとしては別としまして、現時点ではこのような地域というのは、うちの方にはまだちょっと存在しないではないかなというふうに考えております。

ですから、この条例の案を作成した時点でも、やはりいろいろとちょっと考えてみたんです、海上の倉橋地区だとか飯岡の塙地区だとか、あるいはこの海岸線一帯の防砂林の関係だとか考えましたけれども、現時点ではどうかなと、いきなりこの条例を改正する時点で指定

をするのはどうかという考えもございました。ですから、将来的にはやはり危険度の判定と
いうのを見直しながら考えて検討していきたいと考えております。

そして、これは参考でございますけれども、火災警報発令に関するこの火の使用の制限に
ついては、消防法の第22条に、この関係については市町村の火災予防条例で定めなさいよと
いうことで、現時点では6項目が規定されているんです。第1項目としては、まず火災警報
が発令したという、これは市長が発令するんですけれども、山林・原野において火入れをし
ないこと。そして、二つ目が煙火、つまり花火の打ち上げをしない、させないこと。それか
ら、屋外において火遊び及びたき火をさせないこと。それから、次に屋外において引火性ま
たは爆発の危険性のある物品のそばで喫煙をさせない。ですから、喫煙の制限は、俗に言う
危険物のある場所で喫煙をしてはいけませんよというだけが今まであるんです。そして、も
う一つがこの残火です。これはたばこの吸い殻等も含めますけれども、この取灰または火の
粉の後始末をすることと、そしてもう一つは、屋内において裸火を使用するときには窓等の
出入り口を完全に閉めてからやらせなさいよというので、この火災警報を発令した時点で
は、やはり市長が発令するんですから、この監視とか、そういったものの指導という大きな
そのときの処理というのがあるんです。ですから、なかなか火災警報を発令して、ただ出せ
ばいいよと、サイレン鳴らせばいいんだよというものではありません。

それで、この今委員さんからご質問がありました関係の29条の第5号が今回新たに追加さ
れまして、この喫煙の関係、さっき私、危険物の関係のところでは駄目ですよと、さらにこ
の山林・原野を地域指定をして、そこでの喫煙の制限をなさいと、そのようになったわけ
でございますので、ひとつご理解の方お願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第18号及び議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、企画課長より補足説明がありましたらお願いいたします。
企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 本会議におきまして補足説明したとおりでございますので、本委員
会では特にございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、担当課長より補足説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤眞一） 私の方からは、議案第22号の財産の取得について補足説明を申し上げます。

補足の内容でございますけれども、この取得する消防車両の仕様の関係についてご説明を申し上げます。

今回、計画いたしました消防車は水槽付ポンプ自動車でございます。形式は1-A型、車種は日野でございます。そして、ポンプ形式はA2級以上の高圧バランスタービン、タンク容量は1,500リットル以上の積載ということになります。配備の予定先は、旭方面隊の第1分団第1部となっております。納入期限については、平成19年2月28日までに納入するという事で契約をしております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 消防長の説明は終わりました。

議案第22号について、質疑がありましたらお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 質疑というより、ちょっと参考にお聞きしたいなと思いますけれども。

消防長、例えば消防団の非常備消防については2,000万円そこそこの価格で購入できるわけですが、消防署だと3,000万円近くなると思うんですよ。仕様が相当違う、当然プロと非常備の方では断然違うわけですが、その辺の仕様関係の極端なものはどこら辺が違うのか、あるいはまた、消防署は高度な技術を持っているからそれが使いこなせるわけですが、その辺ちょっと参考にお聞きできるかなと思いますけれども。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、常備消防の車両と非常備消防の車両、この関係の差について申し上げます。

大体、タンク車で約1,000万円違いますね。今回ののが大体2,000万円としますと、常備消防の場合3,000万円。実際には、随分この2,000万円というのも安いんです。常備消防の場合は、

もう3,000万円というのは安いんです。一般的に2,500から3,500万円というようなあんばい
です。大体1,000万円と私言いましたけれども、800から1,000万円ぐらいの差があるわけな
んです。

そして、内容的には、まず第1点が夜間照明用の投光器の関係がございます。それと、屋
内進入用の、煙が出ている部分、空気呼吸器の関係が出てまいります。この関係が、今空気
呼吸器の1セット21万円くらいしまして、やはりこれを最低5器くらいそろえますから、こ
れだけでもちょっと100万円くらいすぐ行ってしまいます。それから、やはり投光器の関係
ですけれども、これやっぱり1器50万円近くするんですね。やはりこれを2器くらい備えま
すし、それからホースカーの積載方式がまず違ってまいります。これは、すべて電動式で今
はやっております。ということは、消防車の乗車定員というのは一応、国に定めるのは5名
となっておりますけれども、この5名というのがなかなか確保が困難でありますから、やは
り分署あたりでは4名程度が、あるいは時によっては3名程度と、このように非常に少ない
人員でありますから、はしごをおろすにしてもこのホースカーをおろすにしても、すべてが
電動となっております。そうしますと、電動関係だけでもやはり200万円以上のものが差が
付いてまいります。そしてさらに、消防団にはまず積むことがないと考えられます泡消火器
関係、高発泡関係の器具、そういったものが必ず積まれてまいります。ですから、そういつ
たものを団の標準車と考えた場合には、約800万円から1,000万円の差がついてまいります。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 俊介） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項に
ついて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

議案第18号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、財産の取得について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 俊介） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある課長は随時報告してください。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 財政課から、市営住宅の火災について報告いたします。

報告は担当主幹からいたします。よろしくお願いします。

○委員長（林 俊介） 財政課主幹……。

はい、財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、私から報告いたします。申し訳ありません。

市営住宅に9月2日に火災が発生いたしました。それについて報告いたします。

火災の発生日時は9月2日、土曜日の午後9時55分でございます。住宅でございますけれども、飯岡荘の北側でございます鉄筋4階建ての双葉団地A棟、その1階の107号室、一番西側でございます、そこでございます。火災の発生した所の入居者ですけれども、41歳の男性で、今年の8月10日に同居の父を亡くしている単身世帯の方です。本人は身体障害者です。

火災の状況でございますけれども、警察の調書によりますと、お父さんが亡くなって精神的に不安定になってしまったということで、お金や貯金通帳を奪われるという妄想に駆られて、自ら放火してしまったというようでございます。本人は、現在、旭中央病院の精神科に強制入院をさせられております。

今後のことなんですけれども、中央病院の医師と相談しながら退去の手続き、あるいは住宅の修繕等をしたいと考えております。

この火災は、第三者による不法行為ということになりますので、本来ですと本人から賠償していただくということになりますけれども、賠償能力がございませんので、火災共済機構というのがございまして、これは一種の住宅の保険なんですけれども、そちらの方へ問い合わせをいたしましたところ給付が可能ということですので、そちらから補てんしてもらうというようになっております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する者なし）

○委員長（林 俊介） ありがとうございます。

所管事項の報告であります。何かお聞きしたい点がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようでございますので、以上で所管事項の報告を終わります。

○委員長（林 俊介） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時59分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 林 俊 介